

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②評価調査者研修修了番号

Sk18142
1401C048

③施設名等

名称：	聖家族の家
施設長氏名：	上利 久芳
定員：	148名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市東住吉区南田辺4-5-2
T E L：	06-6699-7221
U R L：	https://seikazoku.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1947/12/12
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 聖家族の家
職員数 常勤職員：	58名
職員数 非常勤職員：	12名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	28名
有資格職員の名称（イ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	21名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	セラピスト
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	59
施設設備の概要（イ）設備等：	本園：9ホーム
施設設備の概要（ウ）：	分園型小規模グループケア：2ホーム
施設設備の概要（エ）：	地域小規模児童養護施設：4ホーム

④理念・基本方針

理念：	児童福祉法によって入所する児童に対して、その保護者等と協力しながら、かつキリスト教精神に基づいて養育し、良き社会人に育成することと、地域社会で必要とされる子育て支援に関する事業を行うことを目的とします。
方針：	長期に在籍するこどもについては、その人格形成の確立を目指した養育をします。 施設での生活の中で退所後の自立、自己決定のできる子どもに養育します。 自尊心を持ち、神と他人を大切にすることを養います。

⑤施設の特徴的な取組

国に先駆けていち早く地域小規模グループケアを実施するなど、これまで児童養護のモデルとして先駆的な役割を果たしてきた。
男女混合縦割り生活（兄弟姉妹は同じホームに）が特徴。日常生活の中で異性・異年齢の自然な交流を促し、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝することを体験し学べる環境を構成しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/6/17
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/5
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

<沿革>

- ・昭和8年、フランスから4名のシスター（修道士）が来日、労働者の町・釜ヶ崎で聖心セツルメントを開設した。
- ・昭和20年、現長居公園にあった兵舎を借り、戦災母子・孤児・老人・棄児の保護を開始した。
- ・昭和22年、養護施設「聖家族の家」の認可を受けた。

<特に評価が高い点>

- ・国の制度に先行して、地域小規模グループケアを実施するなど、児童養護のモデルとして先駆的な役割を果たしてきた。
- ・男女混合縦割りの日常生活の中で異性・異年齢の自然な交流を促し、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝することを体験し学べる環境を構成している。
- ・単年度の事業計画は、前年度実績を基に策定されており、実行可能なものとなっている。
- ・業績評価制度を実施し、職員相互の自己目標の確立と養育業務の質の向上を図っている。
- ・生活日誌、ケース記録、起案書、実施記録などを通じて主任から理事長に至るまでチェックを行い、PDCAサイクルに基づく見直しを行っている。
- ・施設長は、毎月全職員宛に配布する通信「いぶき」の「ひとくちコメント」で職員にメッセージを掲載し、伝えている。

<改善が求められる点>

- ・養育方針・指導方針に工夫を加え、子どもには「どの様な人になるのか」、保護者には「どの様な家庭をつくるのか」、それを施設がどう支援していくのかをわかりやすく説明した資料を作成し、周知することを望む。
- ・子どもや保護者に対して、事業計画の内容をわかりやすく説明した資料を作成し、配布するなどの工夫を望む。
- ・ホームページに、苦情・相談の改善と、対応の状況についても公開することを望む。
- ・施設の専門性を活かした地域住民対象のセミナーなどの開催を望む。
- ・子どもの満足に関する調査の担当者の設置や、把握した結果を分析・検討するための検討会議の設置を望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で3回目の受審となります。今回も自己評価に職員一人一人が取り組むことで、施設全体の取り組みについて理解を深められたと思います。

改善を促された点につきましては問題意識を持ち、評価のためだけではなく、子ども達のために改善を図っていきたいと思います。

また、これからの社会的養護における施設の役割を意識しながら、よりよい環境を整え、私たちができることを更に提案できるように努めていきます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・理念、基本方針は、各種施設内文書・パンフレット・ホームページに記載され、理念は、法人・施設の使命や目指す方向性が謳われている。基本方針は、養育方針・指導方針として職員の行動規範となる具体的な内容となっている。 ・職員には、新任研修で説明され、その後の会議等で周知・徹底されている。保護者には、入所時にパンフレットを配布し、その後の面会時に個別に説明している。また、年2回の保護者会でも説明しているが、子どもには、資料の配布はしていない。 ・養育方針・指導方針に工夫を加え、子どもには「どの様な人になるのか」、「保護者にはどの様な家庭をつくるのか」、それを施設がどう支援していくのかをわかりやすく説明した資料を作成し、子ども・保護者他関係者へ周知することを望む。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向については、厚労省・全社協・全養協など各行政機関を通じて具体的に把握し、分析に努めている。地域の各種福祉計画の策定動向や内容については、地域の会議に参加し実情を把握し、分析している。 ・養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析は、毎年事業報告で詳細に行い報告している。把握し分析した情報は全職員に提供し、共有化している。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題や問題点は、毎年の事業報告の中で、詳細な現状分析に基づき明らかにしている。 ・経営環境や養育・支援内容の整備については、具体的な課題や問題点を役員会（年4回の理事会・評議員会）などで協議している。 ・経営課題の解決や改善に向けては、運営委員会や正副施設長会議で協議していて、公認会計士の指導の下、ガバナンスを含めた組織の適性を確保するための体制整備、各種規定の見直しや経理処理システムの整備導入などの具体的な作業を継続している。 ・それらの情報や取り組みに関しては、理事長が必要に応じて、主任会議や職員会で職員に説明している。 	

3 事業計画の策定

<p>(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・本年2月、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画が策定された。計画は前期（2020年度～2024年度）、後期（2025年度～2029年度）に分かれ、数値目標や具体的な成果等を設定した詳細な内容となっている。 ・国の「新しい社会的養育ビジョン」にとどまることなく、さらなる専門性を高め、法人独自の運営を図っていくことを目的としている。 ・法人は、50年前からケースワーカー・心理職の配置等の取り組みなどを実践してきた。今後も、今まで培ってきたノウハウをもとに、さらに専門性を高め、きめ濃やかな養育を実践していくとしている。 ・整備の手順・留意点が定められていて、必要に応じて見直しが行われていく。</p>	
<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・単年度の事業計画は、前年度実績を基に策定されており、実行可能なもとし中・長期計画の内容を反映し、当年度に継続するものや改善を図るものとなっている。 ・単年度の計画は、単なる行事計画ではなく、指導方針に当年度に取り組むべき事項や内容を詳細に設定し、数値目標や具体的な成果を設定し、ホーム費等、主だった経費についても予算が示され、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・事業計画は、各部において職員の意見を集め、前年度の振り返り・見直しを行った上で策定し、実施状況を年度末に各部において職員の意見を把握・評価し、見直しをして次年度につないでいる。 ・事業計画は、主任会・各部会での説明を通じて、職員への周知を図っている。 ・計画期間中において情報の収集・周知は、合同部会（月2回）⇄部会（月2回）⇄主任会（毎週）を開催して行っている。</p>	
<p>② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・事業計画の内容のうち、子どもの養育・支援に関わる部分（施設での生活の中で退所後の自立、自己決定のできる子どもに養育する等）は、子どもには自治活動のプログラムの運営やお手伝い、ホームでの活動を通じて理解を促している。 ・保護者には、面会時の個別対応と年2回の保護者会でホームの目標等について説明している。年間行事予定だけでなく、「これからの施設～小規模化に向けて～」といった情報提供も行われている。 ・事業計画書は、事業計画の内容を分かりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者に対して資料の配付と説明を望む。</p>	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
<p>① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・各部会、連絡会、ホーム運営会議などで実施した養育・支援の内容について話し合い、定期的に質の向上を図る体制が確立している。 ・生活日誌、ケース記録、起案書、実施記録などを通じて主任から理事長に至るまでチェックを行い、PDCAサイクルに基づく見直しを行っている。 ・業績評価制度を実施し、職員相互の自己目標の確立と養育業務の質の向上を図っている。 ・毎年自己評価を実施して、各職員の理解度・達成度を計り、全体へ周知して、その後の取り組みに活かしている。 	
<p>② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果にもとづき取り組むべき課題（長期在籍児に対する養育指針等）は、事業計画に反映され、職員間で共有化が図られている。 ・明確になった課題については、各部会や主任会等で話し合われ、チェックや見直しが行われ、会議録などで共有している。 ・改善の取り組みは、職員の参画のもとで行われ、改善の取り組み結果については、事業報告で評価されて、次年度の事業計画につながっている。 	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
<p>① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、職員会や部会などで自らの施設の経営・管理に関する方針や取組を説明し、毎月全職員宛に配布する通信「いぶき」の「ひとくちコメント」で職員にメッセージを掲載し、伝えている。 ・施設長の役割や責任については、職務分掌等に文書化し、新任職員研修で、施設の事業方針や施設職員としての心構えなどについて説明している。 ・正副施設長は、緊急時24時間対応可能体制をとっている。 	
<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解していて、利害関係者との適正な関係を保持している、一方法令の改正等も把握し、主任会・部会を通して、職員に周知を図っている。 ・施設のホームページには、児童憲章・児童福祉法・子どもの権利条約を掲載し、福祉の理念を周知している。 ・施設長は、職員に対して、服務規定や経理規定、情報公開資料の閲覧などに関する規則等を周知し、虐待やセクハラ防止、公正な経費処理、個人情報の保護等、法令順守について具体的な取り組みを行っている。 	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、「ひとりひとりの違いを大切に」を基本に子どもの立場で考え、施設内諸会議で、職員の養育・支援の質の向上に向けて自らの思いを伝え、養育の質の向上について自らも活動に参加し、ホーム運営会議などで、個別の自立支援計画票やケース記録をもとに、それぞれの子どもに合わせた対応を提案している。 ・施設長は、職員の職員教育計画をもとに年間計画を作成し、派遣研修の公募をするなど、教育研修の充実に力を注ぎ、職員に対して濃やかな配慮を行っている。 	

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は定期的に運営委員会を開催し、経営改善や業務の実効性の向上に向けて話し合い、公認会計士の助言指導の下に、経営改善、業務見直しを進めている。 ・施設長は、職員の勤務希望調査などを実施し、働きやすい環境整備のため積極的に取り組んでいる。 ・施設長は、常に部会・主任会において、必要な事業の進捗について協議し、改善を促している。 		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に職員配置計画、人材育成・確保に関する具体的な方針が確立され、取り組みが行われている。 ・毎年、次年度退職希望者の調査を行うことで、計画的な人材確保ができるように努め、各種加算職員も積極的に配置し、体制の充実に努めている。 ・職員採用については、就職フェアやマイナビ、インディード（Web）、学校への求人懇談会などを利用し、施設内でも随時に施設説明会を実施し現場で働く先輩の声を直接届けるなど独自の取り組みも行っている。 ・実習生を積極的に受け入れて指導を丁寧に行い、ボランティア・アルバイトなどについても新たな人材候補としての育成を含めた活動にも力を入れている。 		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員教育計画に、新任職員・中堅職員・上級職員・基幹的職員・施設長の目標「期待する職員像等」とそのための手段が明示され、職員自らが将来の姿を描くことができる仕組みができています。 ・業績評価制度が定められ、年2回の職員相互評価（職員の専門性や職務遂行能力、職務の成果や貢献度）も行い、それぞれのスキルアップを促している。その結果分析をフィードバックすることで、グループ全体の改善も促している。 ・部会等でもそれぞれの職員の意向や意見を集約し、養育の様々な改善が図られている。 		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設が小規模化を進めるに当たり、職員が孤立化しないよう労務管理に関する責任体制（正副施設長→主任→グループリーダー）が確立している。 ・毎年1回のストレスチェックを全職員に実施している。メンタルヘルスケアについては法人開設の「テルミエ診療所」精神科の積極的な利用の推進なども行い、各部主任・施設長には随時相談できる。 ・年休の取得についても半日単位での利用を今年10月より可能にした。 ・福利厚生については、フィットネスクラブの法人会員、職員会、クリスマス会、クラブ活動、職員旅行で職員間コミュニケーションの向上を図っている。 ・現在、内部統制の一環として就業規則等規定の見直しも行っている。 ・ホームに泊まり込んで子どもの養育に当たるなどの勤務の特殊性から、ワークライフバランスに配慮した取り組みに課題があるが、長期的な人材確保・定着の観点からも取り組むことを望む。 		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

- ・職員一人ひとりの目標管理のための仕組みとして、業績評価制度が定められ、年2回、職員相互評価を行い、それぞれのスキルアップを図っている。
- ・年度末に各自が養護目標の振り返りを文書にして提出し、一年間の反省・個別目標の達成度を確認している。
- ・外部研修や研修発題などの内容に応じて、職員自身の質の向上に向けた提案を行っている。
- ・中間面接を実施するなど、さらに業績評価制度の発展・定着の取り組みが充実し、推進されることを望む。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

- ・職員教育計画に、「期待する職員像」を明示し、中・長期計画に、人材育成計画、研修計画が策定されている。
- ・年度事業計画の中に、新任研修、ハンドブック、継続研修、派遣研修や月に1度の職員会が具体的に計画されている。
- ・新任研修は、施設独自で年間を通じて実施し、「継続研修」、職員自身の計画による「派遣研修」、「聖書に親しむ」などキャリア別の研修も行っている。外部研修の参加後には、参加者からの発表の場を設け職員間で共有している。
- ・今後は各研修の評価と見直しを実施し、その内容を文書化しておくことを望む。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

- ・業績評価制度を実施して職員の知識、技術水準を把握している。
- ・全養協「児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針」に合わせ、OJTの充実を図っている。
- ・Off-JT・外部研修は主任会連絡事項で情報提供が行われ、積極的に参加を推奨している。
OJT 日常の業務につきながら行う教育訓練
Off-JT 通常の仕事を一時的に離れ行う教育訓練
- ・勤続年数や経験に沿って、新任研修、継続研修、ハンドブックなど施設内研修を設定している。
- ・職員研修の個人記録は、職員個人票で研修参加について管理している。
- ・スーパービジョンによる重層的な体制（正副施設長→主任→グループリーダー）を構築し、実効性のあるスーパービジョンを展開している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

- ・社会的養護を担う児童福祉施設に関心を持ってもらう機会をつくることを基本方針にして、令和元年度は、26校から47名の保育士養成・社会福祉士養成等の実習生を受け入れた。
- ・実習生説明マニュアルが整備され、ユニット別に子どもたちの年齢や特性を踏まえた生活に根ざした実習を心がけている。
- ・実習生に対応する職員に対しての指導についても、主任、実習指導担当者が適宜行っている。
- ・学校側とは連絡を取り合い、個別のプログラムにも対応している。学校主体の懇談会にはできるだけ出席し、また事前のオリエンテーションや担当教員の巡回では、実習の様子などの報告をしながら、施設での専門的実習の目的を達成できるように努めている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
<p style="text-align: center;">① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに法人概要、理念、財務・運営情報等を適切に公開している。 ・ 地域住民が法人役員・第三者委員に就任し、施設職員が町内会などに積極的に参加することで、施設の理念や基本方針について理解を得るとともに、施設の現況を伝えている。 ・ 地域との防災訓練の際に施設内で、地域交流の場を設け、広報誌の配布を行っている。 ・ ホームページに第三者評価の受審結果は公開されているが、さらに苦情処理についても苦情・相談の改善・対応の状況を公開することを望む。 	b
<p style="text-align: center;">② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人における事務、経理、取引等に関するルールは、経理規定に定められている。 ・ 経理処理体制を明確にし、職員等に周知している。 ・ 定期的に法人の監事監査、行政の指導監査を受けている。 ・ 現在、公認会計士による監査の導入準備を進めている。監査の結果や指摘事項に基づいた経営改善を実施することを期待する。 	b

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
<p style="text-align: center;">① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のパンフレットの目的欄に「地域社会で必要とされる子育て支援に関する事業を行う」ことが明記されている。 ・ 地域との関係は良好であり、住民との挨拶なども積極的に行っている。 ・ バザー開催、防災訓練、屋外消火栓の解放案内など施設主導の行事を通して、地域交流・地域貢献に向けて活動している。 ・ 地域の敬老会への参加や勤労感謝の日には地域関係機関に感謝を伝えるなど、子どもたちと取り組んでいる。 ・ 地域の会合などに、施設内設備を開放している。 	a
<p style="text-align: center;">② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に、ボランティア等の受け入れは「社会的養護を担う児童福祉施設に関心を持ってもらう機会を作る」ことを基本姿勢として明文化している。 ・ ボランティア担当の窓口を決めて積極的にボランティアを受け入れている。継続性を大切にし、12月にボランティア感謝の集いを開催し意見交換などを行い、日ごろの感謝を伝えて施設理解の機会としている。 ・ 遊びボランティアに対しては、専門職員がアドバイスを行っており、定期的に連絡を取り連携を図っている。 ・ 学校などからも見学を受け入れ、当施設の方針などを明確に伝え、説明を行っている。 ・ ボランティア受け入れマニュアルなどに施設の基本姿勢を明文化しておくことを望む。 	b

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設として必要な社会資源を明示したリストは、各ホームに配備している。 地域との連携は、部会などで話し合わせ職員間で情報を共有している。 小中学校、区役所との提携懇談会や要体協など各種機関・団体と協議し、協働して具体的な取り組みを行っている。 アフターケアについては卒園生のための集いを年1回行ったり、盆正月の宿泊等里帰りの受け入れも行っている。 退所後の保護者からの養育相談や退所児童家庭訪問も必要に応じて行っている。 		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 職員が、PTA、町内パトロールなどへ参加し、地域との総合防災訓練を実施するなど、地域住民と協働している。 施設の会議室などを、地域の町会や子ども会、近隣住民の総会に提供・解放している。 職員が、地域会合へ参加、交流を通じて福祉ニーズなどの課題把握に努めている。 		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員メンバーの1人主任児童委員（南田辺地区）から具体的な地域の情報を聞き、福祉ニーズの把握に努めている。把握した福祉ニーズなどにもとづいて、地域貢献事業・活動を実施している。 里親認定前研修を受け入れ、里親の開拓と支援を行っている。 ショートステイなどの子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり、東住吉虐待防止地域対策協議会へ参加し、近隣地域からの相談を優先して受け入れている。 地域貢献に関わり、「マリア子どもの家」放課後児童クラブを運営している。 地域の防災対策については、地域との協働で総合防災訓練を行い、親睦を図っている。 施設の専門性を活かした地域住民対象のセミナーなどの開催を望む。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 養育マニュアル「ハンドブック」等で理念や基本方針を明示し、新任研修・会議などを通して共通認識を持つための取り組みを行っている。 基本的人権の配慮については、部会・職員会議・研修会などで、状況把握と具体的な対応について話し合いを行い、共通理解を図っている。 子どもの尊重や基本的人権への配慮については、「対象者（児童及び保護者）主体のサービスの創造」という視点で、実務するよう指導している。 		

<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・当施設は、小規模グループの男女混合縦割り生活で、異性・異年齢の自然な交流を促すところから、子どものプライバシーにも配慮した養育・支援が行われている。 ・各ホームは、限られたスペース等の問題もあるが、カーテンで仕切るなど、できる限りのプライバシーについての配慮を工夫している。 ・子どもの年齢や、理解度に応じて資料を準備し、また保護者への説明する資料を準備する事を望む。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・パンフレットや入所のしおりは、誰にでもわかる内容になっている。 ・パンフレット（子ども達の明日の幸せを願って）や「入所のしおり」などの資料で、理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特徴を紹介しており、ホームページでも情報提供している。 ・入所時には、パンフレットや入所のしおりを用いて、子どもや保護者等に必要な情報の説明している。 ・保護者には、家庭支援専門相談員より、面会や外泊の対応時にはその都度、および年2回の保護者会で養育支援の過程を説明し対応している。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・入所手続きの際はパンフレットや入所のしおりを用いて丁寧に説明し、施設の養育・支援の内容を理解してもらえるように、また、保護者の面会・外泊などの約束事について、子どもや保護者に分かりやすく情報を提供している。 ・同意に当たっては、丁寧な説明と保護者の意向にできるだけ沿えるように配慮した話しかけをしている。 ・対応の難しい保護者に対しては、児童相談所ケースワーカーと協働して分かりやすく伝えながら、理解に繋がるように配慮している。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・養育・支援の内容の変更にあたり、著しい変更や不利益が生じないように、書面だけでなく担当者間で情報交換し、子どもの特性に合わせて、子どもが安心感を持てるように心がけている。 ・退所や施設変更の場合、所定の引継ぎ表を用いて異動を行っている。「つなぐ」という視点を大切に、できる限り子どもに負担の少ない形で異動できるように努めている。 ・自宅や里親等、対処児に関しては事前の説明や家庭訪問を定期的に行うなどして、アフターケアも丁寧に行っている。 ・退所後の窓口は、基本的に家庭支援専門相談員が担い、気軽に相談できる体制を整えている。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
<p>第三者 評価結果</p>	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>・子どもの満足に関する調査は特に行われていないが、施設は家庭的生活を念頭に置いた小グループの生活単位であり、食事のメニュー・休日の過ごし方等について、子どもの希望などを日常的に話すことができる仕組みを整備し、取り組んでいる。 ・中高生対象の自治活動においても、意見表明の時間を持ち、職員が確認している。それらの意見については、部会などでも取り上げ、対応している。 ・子どもの満足に関する調査の担当者の設置や、把握した結果を分析・検討するための検討会議の設置を望む。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

- ・ 承り（運営）規則に、苦情解決は施設が行うサービスの向上のためであることを明文化、体制を確立して、苦情には「承り」という姿勢で対応している。
- ・ 苦情については、ケースワーカーが窓口となり、いつでも対応できる体制を整えている。
- ・ 保護者会などでも意見を聞く機会を設けていて、対応困難な保護者にも普段からの信頼関係づくりを大切に、可能な限り苦情が出ないように対応を心がけている。
- ・ 出された苦情については、必要に応じて会議で周知を図り、その対応についても共有している。
- ・ 苦情カードの配布、アンケートは実施していない。子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を望む。

②

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

- ・ 施設は、小規模グループの男女混合縦割り生活で、ホームが一つの家族であり、子どもが普段から相談や意見を述べやすい環境が作られている。
- ・ 大阪市の権利ノートを各ホームに置き、小学生4年生以上には冊子を手渡し、自治活動の中で説明している。
- ・ 保護者に対しては、相談・意見の窓口をケースワーカーに一本化しているが、施設長、副施設長、主任、担当者が話を聞く機会もあり、応接室、会議室など個室も確保され、保護者が意見を述べやすい環境が作られている。
- ・ 必要に応じて家庭訪問を行い、相談を受けるなどの対応も行っている。
- ・ 児童相談所の担当ワーカーや施設の第三者委員、学校の教員等に相談することができることをわかりやすく説明した文書作成し、説明することを望む。

③

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

- ・ 子どもから相談や意見があった際には、ケースワーカー及び主任、担当職員で共有し、必要に応じて正副施設長に報告している。子ども相談センターにも報告し、対応の連携をとっている。
- ・ 職員は、子どもとの普段の関わりの中や個別外出などの機会に、個別の相談や意見要望の傾聴に努めている。中高生対象の自治活動においても、意見表明の時間をもち確認している。それらの意見については、部会などでも取り上げ対応するようにしている。
- ・ 承り（運営）規定に相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めている。
- ・ 承り（運営）規定に定められている「投書など匿名の申出・相談」を受け付ける場合の工夫（ホームページに苦情申出・相談受付欄を設けるなど）を望む。投書など匿名の申出・相談を受け付ける場合の工夫を望む。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①

37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【コメント】

- ・ リスクマネジメントに関する委員会は設置していないが、現在、内部統制にて検討している。
- ・ 防災委員会で、有事の際の対応等について、現在も引き続き協議を重ねている。
- ・ 非常防災マニュアル・緊急対応マニュアルを策定し、事故発生時の報告・連絡・相談について職員に周知している。
- ・ 子どもの安心・安全を脅かす事例は、職員会で話し合い、情報の共有を行っている。
- ・ ヒヤリハット、事故怪我等を報告書によって情報共有し、事故防止、安全確保について見直しを図っている。
- ・ 内部統制の検討を受けて、リスクマネジメント体制を明文化することを望む。

<p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症マニュアルを作成し、感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制を整備している。 ・毎月開催する部会には、看護師も同席して、感染症に関する最新情報を共有している。 ・感染症発生時には他のグループとの接触、交流禁止、別室対応など適宜、具体的な処置を行っている。 ・施設内だけでなく、外部からの感染予防対策としてマスク着用、消毒液設置などの対応を行っている。 	
<p>③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応体制として防災委員会を設置し、災害時の状況確認、安否確認の方法を決めている。 ・施設内で避難訓練を実施し、年に1回の地域との総合防災訓練を協働で行っている。 ・子ども及び職員の安否確認の方法は、警備会社と安否確認メールの契約を結び、対応に備えている。 ・食料や設備等の備蓄リストは、各グループ、調理場が管理・整備している。 ・大規模災害発生時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定めることを望む。 	

2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>	第三者 評価結果
<p>① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の基本的、標準的な支援方法は、マニュアル「ハンドブック」に集約し、適切に文書化している。 ・新入職員には新任研修で児童を養育する知識と技術が伝えられる以外に、「ハンドブック」を中心とした学び合う機会を作っている。 ・子どもの発達への対応についての資料を各ホームに置き、職員に周知徹底している。 ・各グループで養育・支援が、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうか、日々の日誌や部会、連絡会において状況を確認している。 	
<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週の主任会や部会で、標準的な実施方法を確認・検証し、見直している。 ・ホーム運営会議で、自立支援計画の内容変更について見直し、標準的な実施方法の検証・見直しに反映している。 ・子ども自治会に職員が参加し話し合っ、子ども達の意見・要望を標準的な実施方法の検証・見直しに反映している。 	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【コメント】

- ・自立支援計画の作成は、基幹職員の指導・管理のもとに上級職員が行なっている。
- ・アセスメントは、入所受付表、主訴用紙等により行われている。
- ・自立支援計画は、アセスメントや保護状況調査票を参考に作成されている。
- ・年に2回ホーム運営会議が行われ、自立支援計画について協議している。その内容によって自立支援計画が更新されている。
- ・必要に応じ、複数の職員、子ども相談センターのケースワーカーとも協議している。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

【コメント】

- ・毎週開催する主任会や部会で、自立支援計画どおりに養育・支援が行われているかどうか、確認している。
- ・年2回開催するホーム運営会議で、自立支援計画の見直しを行っている。そこでの協議内容に基づき自立支援計画を更新している。自立支援計画票には本人の意向や支援方針等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ・自立支援計画の内容は、各子どもに関わる全ての職員間で共有している。
- ・緊急な変更については、連絡会、部会、日誌、経過記録の回覧などで周知している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

- ・子どもの身体状況は健康記録で、生活状況はケース記録で把握、記録している。健康、医療面についての記録は、看護師が作成し管理している。
- ・自立支援計画に基づく養育・支援が行われていることは、生活日誌や夜勤日誌により確認することができる。
- ・職員には新任研修で記録の書き方を伝えている。すべての記録について各部主任、正副施設長がチェックする体制が出来ている。
- ・必要であれば、記録がいつでも入手できるようになっており、パソコンでの情報の共有を進めている。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【コメント】

- ・個人情報保護方針を策定し、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法を規定している。
- ・文書管理規定を策定し、個人情報の取り扱いについては、定期的に主任会連絡事項を通じて、部会などで全職員に教育、指導している。
- ・子ども養育・支援の内容を記録する生活日誌はパソコン入力であり、パスワードを使用して保護している。ケース記録は事務所保管とし、職員不在は施錠している。
- ・ホームページにプライバシーポリシーを掲載して周知している。

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・聖家族の家 職員教育計画に基づいて、新任職員、中堅職員、上級職員、基幹的職員、施設長それぞれにプログラムが用意され、実施、記録されている。また、派遣研修の公募も行い実施している。 ・少人数のホーム制で、子どもの気持ちや、変化を敏感に受け取れる環境となっている。また、子ども同士の会話から、聞き取ったり、子どもの変化を感じ取りやすい細かい環境の工夫もしている。 ・「被措置児童等虐待の対応マニュアル」に沿って対応することを全職員に周知している。 ・必ずしもキリスト教にしばることなく、子どもの思想や他の信教の自由について、最大限配慮し保障していることを子どもや保護者に伝えている。 	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・権利についての理解を深めるよう、子どもの自治会でも必要に応じて説明する機会を設けている。養育に関わる大切な事として、「一人ひとりの違いを大切に」ということを挙げ、特に年長児には、小さい子どもへの思いやりの心について話している。権利ノート子ども自治会で配布して説明（4年生以上）を行ったり、各ホームにも置いて、子どもたちに保障されている権利についての理解を促している。 ・職員は、新任研修や職員会でも取り上げ、権利擁護の意識向上の取り組みも行っている。 ・少人数でのホーム制をとっていることから、子ども一人ひとりの関わりがあり、保育士のきめ細かいことばかけや、大きい子が小さい子の面倒を見る、障がいのある子への理解も生まれ、楽しく生活する関係ができています。 	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・事実を伝える子どもの年齢・特性・発達段階を考えた上で、保護者、児童相談所職員、施設内ケースワーカー（家庭支援専門相談員2名）、ホーム担当職員で協議し、慎重に対応が図られている。 ・主任や、家庭支援専門相談員など事務所職員は、子どもへの伝え方や、内容も事前に協議を重ねた上でフォローを含めた慎重な対応を心がけている。 ・子どもの成長記録は、事務所で管理し、振り返りや生き立ちの整理につなげている。 ・各ホームで誕生日には、ケーキを作り、みんなでお祝いをし、成長を喜び合っている。 ・子どもたちが成人したときの、自己の振り返りや生き立ちの整理に役立てられるよう、施設内での記録を整理して事務所で保管の上、本人に渡すようにしている。 	

<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>	<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会や部会等で不適切な関わりについて話し合いの場を設け、その防止について周知・徹底している。 ・児童には、本「いいタッチ・・・」の読み聞かせなどを行い、不適切な関わりについて説明を行い、子ども自身が、訴えられるように促している。各ホームに権利ノートを置き児童相談所などへの連絡手段が明記されていることを伝えている。 ・虐待が疑われる事案が生じたときには、発見した職員が各主任に報告し、迅速に対応する体制が整えられ機能している。 ・子どもたちが第三者（児童相談所など）へ通告できる制度のあることを、子ども自治会の場でも説明し、権利ノートを配布している。また、各ホームにも常設している。 ・職員の就業規則第7章制裁に、「・・・他人に対し、施設内で暴行または脅迫した者・・・」と記しているが、今後の改正案では、「被措置児童等虐待の禁止」とはっきり明記される予定となっている。早期に変更することを期待する。 		
<p>(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>	<p>① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身の生活の創造を基本に、したい事としなければならない事を話し合える環境を作っている。また、各年齢に応じた児童自治会（小学生会、中学生会、高校生会）の中で、意見表明の場を設けて課題についての話し合いを行っている。 ・余暇の過ごし方についても、話し合いながらプログラムを検討したり、お小遣い帳を用いて金銭感覚が身につくよう見守っている。 		
<p>(6) 支援の継続性とアフターケア</p>	<p>① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動後の状況把握・支援方法・関係機関の整理など、退所児童支援事業などと連携しながらアフターケアできる支援を実施している。家庭復帰後もケースワーカーが、窓口となり相談に応じている。 ・大阪市の家庭復帰支援事業に申請し相談記録の整理をしている。入所の場合も、施設見学を経てその児童の好みに応じた物の用意など温かさが伝わるように工夫している。 ・措置延長の子どもの進学先の大学寮を訪ねたり、その子たちが施設行事来るよう案内をするなど支援を続けている。民間のアフターケア事業部が設置され利用している。 		
	<p>② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所を控えた児童にできる経験を検討し、金銭管理、衣食住などの自活訓練ができるスペースを本施設横に一カ所、本体建物以外にも2カ所設け、一定期間使用するなどリービングケアの支援を行っている。 ・退所後も担当者・ケースワーカーが窓口となり、いつでも相談できることを伝え、退所児童が集う機会「ふるさとの集い」夏祭りを実施し退所者が来園、在園児との交流の場ともなっている。 ・大阪市の施設退所児童自立生活支援事業や、退所後の支援に社会的養護継続支援事業の制度を利用している。退所後に施設行事に参加するなど退所時、退所後の支援を行っている。 		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>【コメント】</p> <p>・日々の生活やケースの把握、ホーム運営会議などを通して児童の特性をよく理解した上で、担当職員のみならず、複数職員の対応により、様々な意見を受け入れながら児童に対応している。担当者だけが問題行動課題を抱えるのではなく、主任などからのスーパーバイズや業務担当者との連携、心理職員からのアドバイスを受け、その背景にあるものを見つめ対応している。</p> <p>・園は、少人数のホーム制をとり、あえてアンケートを採る必要性が感じられないため実施していないが、子どもの声の中には「自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい大人の人がありますか」の中で、「いいえ、どちらともいえない」と、応えている子どもがいる。意見が出し難い子どもなどに対しても、子どもが表出する感情や言動に寄り添う姿勢を継続して意識していくことを望む。</p>	b
<p>② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>【コメント】</p> <p>・「ひとりひとりの違いを大切に」を基本理念としており、ホーム制であることから、それぞれにあった柔軟な対応がしやすい環境となっている。職員と児童との個別外出の機会も設け、担当職員と児童の信頼関係が深められている。</p> <p>・施設に住まいする職員がて、同じ職員と寝食を共にするホームがある。また通いの職員のホームは夜勤（夜勤専任者を雇用）・宿直職員が寝室近くにいるよう配置している。子どもの基本的欲求を、充足させ、養育支援できる環境を整えている。</p>	a
<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p> <p>【コメント】</p> <p>・ホーム制をとることで、幼少期から年長児の生活を見ているため、見本となる児童を模倣するなどして子ども同士での成長を促しやすい環境である。ホームの状況子どもの状況に応じて勤務を工夫し、ホームを越えた援助もできる体制を作っている。</p> <p>・家庭的養育を目指し、就寝を子どもと共にしている職員もあり、子どものつまずきや失敗の経験も大切に、本人が解決に向かうよう一貫した対応で見守る事を大切にしている</p> <p>・子どもが自らやりたい習い事や、スイミング、体操教室、中学生の塾などへの希望にも対応している。</p>	a
<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p> <p>【コメント】</p> <p>・児童の自治会を年齢別に行い、年齢発達に応じた話題の提供を行い、児童の積極的な意見も聞き取れる場となっている。ホームでは、個々の興味に対応した玩具、図書も備えている。また、部会などでも施設内外での新しい情報の共有を行い養育の創造を促している。</p> <p>・子どもの学びや遊びを保障するため、様々な大学生や社会人ボランティアの支援を有効活用している。</p> <p>・様々なパフォーマンスを演じてくれるボランティアの方から職員もよい刺激を受け、子どもと一緒に新しい活動を考え出し、一緒に楽しめるプログラムが生まれることもあり、生活を豊かにしている。</p>	a
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p> <p>【コメント】</p> <p>・温かさを感じ、伝わる養育を目指している。ホーム制を生かし、団らんの中でも年齢に応じた社会規範や守るべきルールと、責任ある行動をとり秩序ある生活を営むよう努めている。施設の歴史もあり、地域との関係も良好で温かく受け入れられ、地域行事（町会の夏祭りの準備、運動会などへの参加）への積極的な参加、行事の手伝いなどを通して、児童が交流する良好な機会ができています。</p> <p>・高校生以上のスマートフォン使用については、約束事を話し合いながら個人が所持し、ネットやSNSに触れながら知識などが身につくよう支援している。</p>	a

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

・ホームの状況に応じ、各ホームで自主的に食事時間を決め、年齢や個人差に応じて食事時間を決め、その都度食事の適温提供にも配慮している。個別での外食の機会も大切にしている。また、同法人は海外からの来客を迎えて食事する機会も多い。
・調理担当からの嗜好調査や給食委員会、部会などを通じて、子どもに食の大切さを伝えるようにしている。また、ホーム内での調理する機会も定期的に設け、食への興味や調理する楽しさや技術を身につけさせている。給食内容も毎回デザートをつけるなど工夫している。現在は、コロナ禍での感染予防に対処している。

(3) 衣生活

①

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

・衣服担当者の購入だけでなく、子どもと一緒に買い物に行く機会を設けている。衣服による自己表現ができるよう用意しているが、季節にあったものやセンスなど職員が助言している。
・洗濯、アイロンがけ、補修など子どもの見えるところで行うよう配慮し、中高生については、自分でできることは行うよう支援している。中高生には、衣服代を年単位で支給し、個別に計画・購入できるようにしている。職員の服装も、子どもとのホームでの関わりには、ジャージを着用しない。家庭的な雰囲気大切に考えるこの園では、各家庭で家事をする父や母はジャージ姿ではないことから、職員にもジャージ姿は相応しくないのではないかと考えるなど、子どもの生活環境への細心の配慮がされている。

(4) 住生活

①

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

・各ホームには、絵本や子どもの写真が飾られ、アットホームな雰囲気となっている。カトリックの施設なので宗教的な飾り物、置物（ホーリーコーナー）もある。
・子どもが、清掃に参加し落ち葉を集める姿もあり、室内外ともにきれいな落ち着いた住空間となっている。
・居室や身の回りの整理整頓、日常生活での掃除のイメージを育めるように意識している。お盆や年末の大掃除なども子どもと一緒にして、日常との違いが伝わるようにしている。
・中学生以上の個室の確保はないが、個人のしっかりとしたスペースの確保がある。また、職員からの相部屋での子ども同士の約束事、気遣いができるような促しもあり、心地よく過ごしている。

(5) 健康と安全

①

A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

・子どもの日々の健康管理については、看護師が各ホームの職員との連携を図りながら相談に応じたり、子どもへの対応に当たっている。担当職員は子どもの日々の異常をすぐに相談できる体制になっている。
・インフルエンザの予防接種は、医師が施設に訪問して、全児童が接種を受けるようにしたり、看護師必要に応じて児童の通院に付き添い、健康管理に当たっている。
・特別な配慮を要する子どもについては、全職員が共有できるようにしている。
・新任研修で医療や健康についての研修を実施し、各ホームに、看護ノート、医療機関連絡先（各医療機関の休診日や休日診療所の案内など含めて）などを記し児童の健康管理に備えている。

(6) 性に関する教育

- ① A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

・男女混合縦割りのホーム制をとっているため、日々の生活の中で他者の声（意見）を尊重し、健全な他者との関わりができるよう配慮している。
・子どもたちの学年別の話し合いの場を大切に、子どもの年齢発達に応じて、例えば、芸能人の男女の話なども自由に話しながら、正しい性の知識について考える機会となっている。
・施設内で性問題を考える委員会を設置し、性についての支援のあり方を話し合ったり、外部研修を受講して、伝達研修を実施し、職員間で共有している。また、職員会などに外部講師（大学教諭など）を招いて学習することもある。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

・子どもの暴力、不適応行動などに関しては、担当者、主任、ケースワーカー、心理専門職員、正副施設長などの関係者が連携して対応している。部会での情報共有を行い、多様な見方ができるように努めている。
・問題行動に気づいたときは、職員間での連携が密にとられ、主任にすぐに連絡があり、迅速・的確な対応につながられている。必要に応じて子ども相談センターと協働しながら問題に対応する場合もある。
・児童の問題行動に対応するため、職員教育計画に基づいて、中堅・上級・基幹的職員・施設長それぞれが、専門的知識を高めるよう、外部講師などの研修も受けている。

- ② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

・基本理念にもあるように、カトリック精神に基づく他者への思いやりを大切に養育を行っている。
・ホーム制による多様性が保たれた生活の中で、それぞれがお互いに思いやる気持ちを育てるように、個別対応を心がけ大切にしている。
・問題が発生した場合は、子どもの話に耳を傾け、施設長が中心となり、職員が対応できる体制を整えている。
・定期的にケースワーカーの訪問を受け、必要に応じてケース会議を行い、児童相談所や他機関との連携等を行いながら子どもの健全育成に努めている。

(8) 心理的ケア

- ① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

・昭和47年より臨床心理士が常勤し、子どものプレイセラピーや心理判定等を実施している。必要に応じて生活担当者から相談にのる体制がある。
・施設訪問の大学教授は心理士のスーパーバイズをし、年2回のホーム運営会議にも可能な限り参加をしている。
・大学院生の実習場所としての機能もあり、子どものプレイセラピーを担当。心理士が中心となり、児童の状況や育ちに関する研修、虐待児のケアに関する研修を職員会で実施している。保護者会において子どもの心の育ちについて協議し、保護者への啓発、連携の窓口をも担っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

・担当職員が中心となって、学校の教師と連携をとりながら子どもの勉強に対する意欲を高め、自主的に取り組めるように声かけを日常的に行っている。公文学習を取り入れることで、基礎学力の向上、学習の習慣付けを行っている。
・学習ボランティアも積極的に活用しているが、中高生は、本人の意思確認を行い通塾する子どもも増えている。
・課題がある子どもについては、関係者と協議し支援学級、支援学校への通学を支援し、最近ではディサービスの利用も増加している。現在はコロナ渦で、ボランティアの活用も控えられている部分もある。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

・子ども、保護者、学校の教師などの意見を聞きながら、担当職員が中心となり進路決定に関する資料などを集め、十分な話し合いを行い、学校説明会などにも参加している。
・施設内の心理担当専門職員が、その子どもの進路希望を丁寧に聞き、助言を行い、自己決定がスムーズに行えるようにしている。
・奨学金制度や自立支援制度の充実もあり、最新の情報を保護者や本人に伝え、本人が進路決定の幅を広げ、安心して自己決定していくケースが増えている。また先輩の進路決・学生生活からいい影響を受け、学習に力を入れる姿も出ている。
・各種奨学金の情報収集も行い、子どもや保護者によりよい決定ができるように支援している。
・学習ボランティアも積極的に活用している。子どもとの話し合いで通塾する中学生も増えている。
・課題がある子どもについては、関係者と協議し支援学級・支援学校への通学を支援し、最近ではディサービスの利用も増加している。
・現在、大学進学希望者については、措置延長制度を使って支援ができています。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

【コメント】

・高校生自治会を月1回行い、社会について考える場を設けている。個々の子どもに応じて、アルバイトや資格取得について幅広く対応し、奨励している。
・法人内の乳児院、調理場に中高生を職業体験ボランティアとして活用することもあり、外部では地域の市場との関わりから、年末年始のアルバイトで職場体験（アルバイト）をしている。地域の東部市場と日頃からの関わりが強く、市場内の店舗で受け入れられている。
・アフターケア事業部からの紹介、学校からの紹介で職場体験にも参加させている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

・昭和47年より家庭支援専門指導員を独立した専門職で配置し、保護者・児童相談所・地域関係機関との窓口を一本化し、子ども・家族の状況について直接処遇職員と密に情報交換・連携し、保護者対応や連絡調整にズレが生じないように努めている。
・面会・外出・一時帰宅前後の子どもの様子は注意深く観察し、直接処遇職員と家庭支援専門相談員とで情報交換しながら、家族からの不適切な関わりを発見に努めている。
・施設の養育の考え方の伝達、保護者からの要望を聞く機会として「保護者会」を開催し。保護者対応は丁寧におこない、信頼・施設の養育の考え方に理解を得るように努めている。
・保護者による「不当に妨げる行為」に対しては、児童相談所と連携し、児童の安全を最優先して毅然とした対応をとっている。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・親子関係の再構築への取り組みについても、児童相談所と協働して、できるだけ早期にケース会議を開き、関係者間との連携と保護者・子どもの状況を確認し、現実的に対応可能な取り組みからスタートしている。再構築へとつながる外泊については、積極的かつ柔軟に行っている。
- ・外泊先が子どもにとって不適切だったり、保護者が遠方に住んでいる場合は、施設内の親子訓練室を使用している。
- ・個別支援計画がたてられ、事務所に保管の上、職員が共有し支援に当たっている。
- ・今後は、必要な保護者には、親子訓練室の宿泊を通して、親子と一緒に生活する上での課題を明確にし、生活スキルのアドバイスができるよう考えている。実現されることを期待する。